

障害のある方のために

各種制度へ申請を希望する方は、お問合せください。

なお、内容及び各種金額等は、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

お問合せ先 村民生活課（げんき館内 TEL35-3111）

1 手当・共済制度

① 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当

◇特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者（満20歳以上）に対して手当を支給する制度です。施設に入所している方や3ヶ月以上入院している方は除かれます。

対象者は、在宅の重度肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害、精神障害等の障害を2つ以上有する方、または最重度の肢体不自由、内部障害、精神障害を有する方です。

本人及び扶養義務者の所得に応じ支給制限があります。

（申請窓口：村民生活課）

◇障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする障害をもつ児童（満20歳未満）に対して手当を支給する制度です。

対象者は、在宅の重度の肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害、精神障害等を有する児童で、扶養義務者の所得に応じ支給制限があります。

（申請窓口：村民生活課）

◇特別児童扶養手当

満20歳未満の中重度又は重度の身体障害、知的障害及び精神障害のお子さんを家庭で養育している父母等の保護者に支給する制度で、扶養義務者の所得に応じ支給制限があります。

（申請窓口：村民生活課）

② 心身障害者扶養共済制度

心身障害児・者を扶養している保護者（父母等）が加入者となり、掛金を納め、保護者が死亡又は重度障害者になった場合、残された障害児・者の生活安定のため、月額20,000円（2口加入は40,000円）の年金が生涯支給される制度です。

【加入できる保護者の範囲】

- ・県内に住所を有し、年齢65歳未満で生命保険契約の対象となる健康な方
- ・障害者1人につき、保護者は1人だけ加入できます。

【対象者の範囲】

- ・知的障害者、身体障害者（1～3級）、その他精神及び身体に永続的な障害のある方（精神病等）

【掛金（保険料）】

- ・1口加入の場合・・・下表の掛金（2口の場合は×2）
- ・1口加入後の口数追加の場合・・・（今までの掛金月額）＋（口数追加時の年齢区分の掛金月額）

加入（口数追加）時の 年 齢 区 分	掛 金 月 額	加入（口数追加）時の 年 齢 区 分	掛 金 月 額
35歳未満	9,300円	50歳以上55歳未満	18,800円
35歳以上40歳未満	11,400円	55歳以上60歳未満	20,700円
40歳以上45歳未満	14,300円	60歳以上65歳未満	23,300円
45歳以上50歳未満	17,300円		

※ 心身障害者扶養共済制度に基づく税控除

- ・掛金については、所得税及び地方税とも全額所得控除が受けられます。
- ・年金・弔慰金については、所得税はかかりません。

2 各種優遇制度

①JR旅客運賃の割引

JRのバス、鉄道等を利用する場合、次のような割引制度があります。

【対象者】

〈身体障害者手帳の交付を受けている身体障害児・者及び介護者〉

- ① 第一種身体障害児・者・・・旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄第一種表示の者
- ② 第二種身体障害児・者・・・旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄第二種表示の者
- ③ 介 護 者・・・第一種身体障害児・者は介護者も対象となります。

（定期乗車券を使用する12歳未満の第二種身体障害児の場合は障害者1人に対して1人の介護者も対象になります。）

〈愛護手帳の交付を受けている知的障害児・者及び介護者〉

- ① 第一種知的障害児・者・・・愛護手帳A表示の者
- ② 第二種知的障害児・者・・・愛護手帳B表示の者
- ③ 介 護 者・・・第一種知的障害児・者は介護者も対象となります。

（定期乗車券を使用する12歳未満の第二種知的障害児の場合は障害者1人に対して1人の介護者も対象になります。）

【割引内容】次表のとおりです。

乗車券の種類	利 用 区 分	割引率	備 考
普通乗車券	第一種の障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第二種の障害者が単独で乗車船する場合	5 割	単独の場合は片道100kmを超える区間に限る
定期乗車券	第一種の障害者及び12歳未満の第二種の障害者が介護者とともに乗車船する場合	5 割 自動車線は 3 割	小児定期乗車券は除く
回数乗車券 急行券	第一種の障害者が介護者とともに乗車船する場合	5 割	特別急行券を除く

【対象路線】 JRの鉄道線、航路自動車線並びに連絡運輸の取扱いをする社線

【購入手続き】 身体障害者手帳、愛護手帳を乗車券販売窓口に提示します。

②有料道路利用料金の割引

【対象者】

- ①身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合
- ②重度の身体障害者又は重度の知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合
なお、介護者が運転する場合の重度の障害者の範囲はJR運賃の割引制度の第一種身体（知的）障害者と同じ範囲です。

【割引率】 運行料金の50%引

【申請に必要なもの】 身体障害者（愛護）手帳、運転免許証（本人運転の場合）、車検証

【申請先】 村民生活課

対象となる車は、障害者1人に対して1台限りで、車種及び所有者要件があります。
また、ETC搭載車も申請できます。詳しくは、お問い合わせください。

③航空旅客運賃の割引

【対象者】

- ①第一種身体障害者及び第一種知的障害者とその介護者
- ②第二種身体障害者（下肢、視覚、聴覚及びぼうこう若しくは直腸の4級以上、平衡、音声、言語、そしゃくの3級以上）及び第二種知的障害者

手帳を提示するだけで割引されますが、第二種の方は、あらかじめ村民生活課で手帳に証明印を受けておかなければなりません。

【割引率】 各区間で異なりますので各航空会社に確認してください。

【問い合わせ先】 各航空会社支店営業所窓口

④民営バス鉄道運賃の割引

下北交通等の県内民営バス、鉄道の運賃が各駅区間で割引となります。JRと同様、手帳を提示してください。

【対象者】

- ①第一種身体障害者及び第一種知的障害者とその介護者
- ②第二種身体障害者及び第二種知的障害者
- ③精神障害者

【割引率】 乗車料金の50%割引、定期乗車券は30%割引

⑤国内旅客船運賃の割引

乗車券発売窓口で手帳を提示するだけで割引になります。

【対象者】

- ①第一種身体障害者及び第一種知的障害者とその介護者
- ②第二種身体障害者及び第二種知的障害者

【割引率】 乗車料金の50%割引

⑥タクシー運賃の割引

身体障害者手帳及び愛護手帳所持者がタクシーを利用した場合、1割引になります。
また、介護者が同乗した場合も対象となります。利用の際手帳を提示してください。

⑦NHK放送受信料の減免 (平成20年10月1日より改正)

【全額免除】

身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの障害者手帳を所持する方がいる世帯で、その世帯構成員全員が市民税非課税の世帯の場合、世帯構成員が締結する放送受信契約

【半額免除】

1. 戦傷病者手帳を所持する者で、障害程度が特別項症から第1款症である世帯主が締結する放送受信契約
2. 身体障害者手帳で、聴覚又は視覚障害者である世帯主が締結する放送受信契約
3. 次のいずれかに該当する障害者手帳を所持する世帯主が締結する放送受信契約
 - ①身体障害者手帳の障害等級が1級または2級
 - ②愛護手帳の判定がA判定
 - ③精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級

※いずれも村民生活課の発行する証明書が必要です。(必要なもの：障害者手帳・印鑑)

⑧携帯電話基本使用料等の割引

NTTドコモ、au等の携帯電話基本使用料が申込みにより割引になります。

【対象者】

身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、申込みされた方。新規契約の方及び既に使用している方も申込みできます。(一人につき1契約のみ)

【割引率】

基本使用料の50%割引(付加機能使用料については各社割引率が違います。)

【申込先】

各ショップ又は取扱店へ

⑨NTT104番(電話番号案内)の無料措置

障害者の方で、電話帳等の利用が困難な方に登録後、無料で番号案内【ふれあい案内】します。

【対象者】

- ①身体障害者手帳で視覚障害者1～6級、肢体不自由(上肢、体幹、運動機能障害)1・2級
- ②戦傷病者手帳で視力障害者(特別項症～第6項症)、上肢の障害(特別項症～第2項症)
- ③愛護手帳の交付を受けている方
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【申込先及びお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-104174へ

⑩駐車禁止規制の適用除外

身体障害者が自分で運転する車、又は障害者を乗せて家族の方が運転する場合、申請により『駐車禁止除外指定車両標章』の交付が受けられます。

対象者は下肢不自由1～3級程度、内部障害1～3級程度で歩行困難な者、及び視覚障害1～4級程度で歩行に介護を要する方などです。

申請先は、大間警察署(身体障害者手帳、印鑑をご持参ください)

⑪スパイクタイヤ使用禁止の対象除外

身体障害者手帳保持者が自分で運転する車は、スパイクタイヤ使用禁止の指定区域内においても、その使用が認められます。ただし、運転の際には身体障害者手帳を携帯していなければなりません。

3 税金等の優遇制度

①自動車税の減免


「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「愛護手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車（営業用の自動車を除く。）を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときは、申請により自動車税（軽自動車税）・自動車取得税の減免を受けることができます。

注）照会及び申請に必要な書類等は 自動車税・・・下北地域県民局県税部
軽自動車税・・・村民生活課へお問い合わせください。

《対象となる方（障害の程度）》

I 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方

戦傷病者手帳の方							障害の区分	身体障害者手帳の方					
第6項症	第5項症	第4項症	第3項症	第2項症	第1項症	特別項症		1級	2級	3級	4級	5級	6級
							視覚障害						
							聴覚障害						
							平衡機能障害						
							音声機能障害						
							上肢不自由						
							下肢不自由						
							体幹不自由						
							乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害						
							乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害						
							心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸又は小腸の機能障害						
							ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓機能障害						

- (注) 1  は、手帳の交付を受けている方本人が運転する場合に限り、対象となります。
- 2 「音声機能障害」については、こゝ頭摘出による音声機能障害がある場合に限り、対象となります。
- 3 「上肢不自由」の2級については、障害の程度が2級の1（両上肢機能の著しい障害）または2級の2（両上肢のすべての指を欠くもの）に該当する場合に限り、対象となります。
- 4 「下肢不自由」の3級については、障害の程度が3級の1（両下肢をショッパー関節以上で欠くもの）に該当する場合以外は、手帳の交付を受けている方本人が運転する場合に限る。
- 5 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害」については、1上肢だけに機能障害がある場合は、対象となりません。
- 6 「乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害」の3級については、1下肢だけに機能障害がある場合は、手帳の交付を受けている方本人が運転する場合に限り、対象となります。

II 療育（愛護）手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

区 分	障 害 の 程 度
療育（愛護）手帳の交付を受けている方	障害の程度が「A」の方
精神障害者保健福祉手帳（通院医療費受給者番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている方	1級の障害を有する方

《対象となる自動車》

障害のある方または生計を一にする方が自動車を運転される場合

交付を受けた手帳の区分	自動車の所有（取得）者	自動車の運転者	用 途
身体障害者手帳 または 戦傷病者手帳	障害のある方本人	障害のある方本人	特に問いません。
療育（愛護）手帳 精神障害者保健福祉手帳	障害のある方本人または 生計を一にする方	生計を一にする方	もっぱら障害のある方の通学、通院、通所、生業のために使用

常時介護者が自動車を運転される場合

交付を受けた手帳の区分	自動車の所有(取得)者	用 途
身体障害者手帳・戦傷病者手帳 (重度の障害の場合)	障害のある方本人	もっぱら障害のある方の通学、通院、通所、生業のために使用
療育（愛護）手帳・精神障害者保健福祉手帳		

- ①「生計を一にする方」とは、手帳の交付を受けている方と継続的に日常生活の資を共通にしている（原則として同居している）親族等をいいます。
- ②「常時介護者」とは、単身の重度身体障害者等または身体障害者等のみで構成されている世帯の重度身体障害者等を常時介護する者として、福祉事務所長の証明を受けた方をいいます。
- ③「生計同一証明書」「常時介護証明書」は村民生活課で発行します。（精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳を除く）

②税の軽減

◇所得税及び市民税の障害者控除

身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳及び戦傷病者手帳の交付を受けている人や、その障害者を扶養している人が申告時に障害者控除を受けることができます。

控除の種類	所得税	村民税	要 件
特別障害者	40万円	30万円	身体障害者1級、2級、愛護手帳A、精神障害者1級の重度障害のある方
普通障害者	27万円	26万円	上記特別障害者以外の方
特障同居加算	35万円	23万円	同居している特別障害者を扶養している方

◇少額貯蓄の利子の非課税

障害者手帳の交付を受けている方は、マル優、特別マル優、郵便貯金の利子非課税制度を利用できます。非課税扱いを受けるためには、預け入れの際、金融機関窓口などに手帳を提示し確認を受ける必要があります。

◇その他

- ・相続税の障害者控除
- ・特別障害者に対する贈与税の非課税

これらについては、税務署にお問い合わせください。

4 医療費助成制度

①重度心身障害者医療費の助成

【対象者】

- ①身体障害者手帳1・2級及び3級の内部障害者
- ②愛護手帳のA
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

ただし、平成16年10月以降に、満65歳以上の方が上記障害で新たに助成の該当者となった場合は、医療費の助成を受けることができません。

【対象医療費】

各種健康保険及び医療費助成制度適用後の医療費自己負担額に対して助成する制度で、村民税非課税世帯以外の方は1割が自己負担（外来12,000円、入院44,000円が上限）となります。

（平成18年10月1日以降から）

保健適用外の診療料金は対象とはなりません。

【所得制限】

本人及び扶養義務者等の所得により制限があります。

- ①老齢福祉年金の所得制限額を適用
- ②65歳未満の方で国民健康保険法の上位所得者
- ③65歳以上で村民税課税世帯該当者

毎年10月に所得の見直しをして更新となります。（9月下旬に更新手続きが必要です。）

【助成金の支給方法】

- ①後期高齢者医療を除く国民健康保険の加入者

受給者証が交付されますので、医療機関を受診した際に受給者証を窓口提示すれば、1割の支払い、または自己負担の支払いはありません。（県内の医療機関）

- ②その他の後期高齢者医療及び社会保険等の加入者

窓口で自己負担を支払ってから、申請（領収書の提出）により医療費の助成を受けることになります。（償還払い）

なお、健康保険証、住所、氏名、指定の口座番号に変更があった場合は、忘れずに村民生活課までお届けください。

②後期高齢者医療制度による医療

後期高齢者医療の対象者は原則として75歳以上ですが、障害を事由とする年金または身体障害者手帳等級1～3級の全部、肢体不自由の下肢4級の一部、音声・言語機能障害4級の手帳保持者の方は65歳で該当し、後期高齢者医療被保険者証の交付を受けることができます。医療費自己負担が3割から原則1割負担となります。

なお、65歳以上で重度心身障害者医療費助成制度の適用を受けるには、後期高齢者医療への加入が必要となります。（かつ村民税非課税世帯該当者であること。）

【申請先】 税務国保課後期高齢者医療係です。手帳、保険証、印鑑をご持参ください。

③更生医療（自立支援医療）の給付

身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上の者が日常生活、職業生活により適合するため、身体機能障害を軽減又は改善するための医療を給付する制度です。

給付には指定医療機関の意見書及び県障害者相談センターの書類判定が必要となります。

【給付の内容】

- ①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③医学的処理、手術及びその他の治療並びに施術、④病院は又は診療所への収容、⑤看護、⑥移送

【対象となる医療】

視覚障害：角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術、虹彩切除術

聴覚障害：外耳形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳

言語障害：形成術、薬物暗示療法による治療

肢体不自由：理学療法、作業療法、関節受動術、関節形成術、事項関節置換術、切断端形成術

心臓障害：弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋め込み術及びジェネレーター交換術、
植込み型除細動器植込み術

腎臓障害：人工透析療法、腎移植術、腹膜透析

肝臓障害：肝移植術

小腸障害：中心静脈栄養法

免疫障害：抗HIV療法、免疫調節療法

【自己負担】

基本は1割の定率負担ですが、世帯の課税状況により負担上限額が設定されます。

【支給決定期間】

支給の決定にあたっては、申請書の提出があった日から起算して、60日以内に可否を決定します。
ただし、特別の事情により、判定期間が長引いた場合は、この限りではない。

④精神通院医療（自立支援医療）の給付

精神障害の通院医療を促進し、なおかつ適正医療を普及させるために、その医療費に要する費用のうち、90%を医療保険と公費で負担する制度です。（自己負担は10%）

基本は1割の定率負担ですが、世帯の課税状況により負担上限額が設定されます。

【申請手続】

「自立支援医療費支給認定申請書」で行いますが、手帳の有無により申請方法が異なります。

【申請先】

村民生活課ですが、通院先の医療機関でも申請できます。

⑤その他の医療助成制度

育成医療の給付	18歳未満の身体に障害のある児童に対し、障害を除去又は軽減するために必要な医療を給付する制度です。
小児慢性特定疾患 治療研究事業	特定の疾患にかかっている児童に対し、医療を給付する制度です。 「悪性新生物」「慢性腎疾患」「ぜんそく」「慢性心疾患」等
特定疾患治療研究 事業	特定の疾患、いわゆる難病にかかっている方を対象に医療を給付する制度です。 対象疾患45疾患

※ 各制度の詳細い内容については、村民生活課へお問い合わせください。

5 日常生活の援助

①身体障害者巡回診査及び更生相談事業

障害者相談センターでは、巡回診査及び更生相談を実施しております。これは、身体障害者に対し巡回して医学的判定を行い、併せてその更生に必要な総合的相談に応じ、社会的更生のための指導・援護を目的としております。

1. 対象者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けるため診査を必要とする方
- (2) 身体障害者手帳の再認定が必要とされた方
- (3) 身体障害者手帳の障害程度及び等級に変化があり、変更を必要とする方
- (4) 補装具の処方が必要とする方
- (5) 生活・医療・施設入所等の相談を希望する方

2. 実施科目 整形外科（肢体不自由）

3. 実施時期 毎年1回（7月頃） 毎戸チラシにてお知らせします。

②生活福祉資金

低所得者、障害者又は高齢者に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等の目的に資金の貸付と必要な援助指導を行うものです。

【貸付業務の実施主体及び申請先】

村社会福祉協議会

【貸付対象】

- ①低所得者世帯
- ②障害者世帯（身体、知的、精神障害者手帳を所持する者の属する世帯）
- ③高齢者世帯

【資金の種類】

- ①障害者更生資金（生業費、支度費、技能習得費）
- ②生活資金（生業、技能習得及び介護期間中の生活維持資金）
- ③福祉資金（冠婚葬祭、生活用具等の購入費、転居費用及び住宅設備費、福祉用具の購入費、身障者の自動車購入費）
- ④住宅資金（住宅の増改築費用）
- ⑤修学資金（高校、大学、高等専門学校への修学費用及び入学支度金）・・・※低所得者世帯
- ⑥療育・介護資金（療養・介護に要する資金）・・・※低所得者世帯、高齢者世帯

【貸付金額の限度・利率・償還方法等】

資金の種類により異なりますので、申請先の社会福祉協議会に確認してください。

③補装具費の支給

身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の購入費とその修理費を支給します。

補装具費の支給は、身体障害者手帳の交付を受けていることが条件ですが、障害の程度により支給できない場合もあります。新規交付のときは、指定医の意見書及び障害者相談センターの判定が必要な場合があります。

また、**介護保険の保険給付の対象となる品目については、介護保険（特定疾病による40歳以上65歳未満も含む）が優先します**ので、支給を希望する方は、事前に村民生活課で確認した上で申請して下さい。

なお、利用者負担は原則1割負担ですが、低所得者は、利用者負担がありません。

〈補装具の種類〉

は介護保険の対象品目

対象障害	補装具種目
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手、義足、装具、座位保持装置、車いす（電動式含む）、歩行器、歩行補助つえ（一本杖でないもの） 重度障害者用意思伝達装置（音声・言語機能障害を重複する者）
肢体（18歳未満のみ）	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障害	手押し型車いす、歩行補助つえ（一本杖でないもの）、歩行器

※原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に可否を決定し、本人へ通知します。
ただし、特別の事情により、判定結果が長引いた場合は、この限りでない。

④日常生活用具の給付

在宅の重度身体障害者及び重度障害児・者に対し、日常生活の便宜を図るために各種用具を給付する制度です。

日常生活用具の給付は、身体障害者手帳又は療育（愛護）手帳の交付を受けていることが条件ですが、障害の種類及び程度（等級）により給付できない場合もあります。

また、介護保険の保険給付の対象となる品目については、介護保険（特定疾病による40歳以上65歳未満も含む）が優先しますので、給付を希望する方は事前に村民生活課で確認した上で申請してください。（利用者負担は原則1割負担ですが、所得に応じて負担軽減策があります。）

〈日常生活用具の種類〉

については介護保険対象

視覚障害者	視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計（触読式、音声式）、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用体温計、点字図書、盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字器
聴覚障害者	聴覚障害者用屋内信号装置、（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む）、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用通信装置
音声・言語機能障害	人工咽頭（笛式、電動式）
呼吸器障害者	ネブライザー、電動式たん吸引器、酸素ポンプ運搬車
肢体不自由者 肢体不自由児	便器、特殊便器、特殊寝台、特殊マット、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、携帯用会話補助装置、居宅生活動作補助用具（住宅改修）、頭部保護帽、収尿器、歩行補助つえ（一本杖のみ）、訓練用いす、訓練用ベット
内部障害	ストマ用装具（膀胱、直腸機能障害のみ）収尿器、歩行補助つえ（一本杖のみ）
その他	透析液加温器（じん臓）、火災報知器、自動消火器、頭部保護帽（知的障害） 【貸与】福祉電話、ファックス

※ ストマ用装具については、全額補助されます。

特例として、ストマ用装具に代えて紙おむつなどの支給が認められております。（判定が必要）

【対象者】脳性麻痺などの脳原性運動機能障害によりトイレでの排尿・排便が困難な方（年齢3歳以上）

6 相談窓口

村民生活課では、身体及び知的に障害のある方の更生援護に関する相談に応じ必要な指導援助を行っておりますので、お気軽にご利用ください。

7 手帳の届け出

身体障害者手帳や療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、記載事項等に変更があった場合はただちに村民生活課までお届けください。いずれの場合も手帳と印鑑をお持ちください。

【1】手帳の記載事項の変更届について

- ①住所・氏名を変更したとき
- ②保護者を変更したとき（身体障害者手帳・愛護手帳）

【2】手帳の再交付申請について

- ①手帳を紛失したとき、破損したとき、または写真が古くなったとき等（写真必要）
- ②障害程度が変わったとき
- ③他の障害を受けたとき（身体障害者手帳のみ）
- ④再認定を受けたとき（身体障害者手帳）

【3】手帳の返還について

- ①障害が非該当になったときや死亡したとき
- ②不正に使用したとき

【4】更新の手続き

- ①精神障害者保健福祉手帳の有効期間は2年間です。3ヶ月前から手続きできます。

※ 手帳は、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して、2週間以内に要否を決定します。ただし、特別の事情により、判定結果が長引いた場合は、この限りではない。

8 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスについて

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で、<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り 最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 ④ ①、②、③に該当しない者で、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者 (平成27年3月末までの経過措置)</p>
報酬単価	<p>742単位 ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>522単位 ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>522単位 ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>